

議案第 45 号

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公
営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成6年桐生市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第6条の5中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 45 号 桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額及び単価を、公職選挙法施行令に規定する限度額及び単価に準じた額に改めようとするものです。